



資料1

総政企第127号
平成25年6月21日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
大藤新



諮問第54号

特定サービス産業実態調査の変更について（諮問）

標記について、平成25年6月11日付け20130607統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「特定サービス産業実態調査」の平成26年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること

(1) 変更の概要

平成26年に実施する特定サービス産業実態調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める者」、「基準となる期日」及び「報告を求めるために用いる方法」を以下のとおり変更する。

ア 報告を求める者の変更

報告義務者の調査票の提出方法について、都道府県知事に係る記述を削除する。

【説明】

都道府県経由の調査員調査を廃止することに伴い、調査票の提出方法のうち、都道府県知事に係る記述を削除するもの。

イ 基準となる期日の変更

基準となる期日について、平成25年7月1日現在から平成26年7月1日現在に変更する。

ウ 報告を求めるために用いる方法の変更

① 変更事項1

報告を求めるために用いる方法について、下表のとおり、変更を行う。

表

現行	変更後
事業所調査： 経済産業省- <u>都道府県</u> - <u>統計調査員</u> -報告者 (<u>調査員</u> 調査)	事業所調査： 経済産業省- <u>民間事業者</u> -報告者（ <u>郵送</u> 調査）
企業調査： 経済産業省-民間事業者-報告者（郵送調査）	企業調査： 経済産業省-民間事業者-報告者（郵送調査）
本社一括調査： 経済産業省-報告者（郵送調査）	本社一括調査： 経済産業省- <u>民間事業者</u> -報告者（郵送調査）

【説明】

本調査のうち、事業所を対象とした調査（事業所調査）の都道府県経由の調査員調査について、都道府県の調査員採用事務等の負担が重いこと及び調査員の確保が困難なことから、民間委託による郵送調査に移行する。また、本社一括調査についても、包括的に調査業務を民間事業者へ委託するもの。

② 変更事項 2

民間事業者への業務委託内容について、以下のとおり、変更を行う。

変更後	現行
調査票の印刷・送付・回収・督促・未記入 照会・審査・集計	調査票の送付・回収・督促・未記入照会

【説明】

報告を求めるために用いる方法を民間事業者への委託による郵送調査に変更することに伴い、調査業務を包括的に委託することによる効率化を図る観点から、審査、集計事務についても民間事業者へ委託するもの。

エ 東日本大震災に伴う計画の一部変更

東日本大震災に伴い調査対象から除外した区域に含まれる事業所、企業のうち、避難解除等区域に含まれる事業所及び企業を調査対象に含めるため、記述の追加を行う。

2 審議すべき重点事項

(1) サービス産業に係る各種統計調査、企業活動に関する統計調査等との関係整理について

サービス産業に係る統計調査については、5年周期で「経済センサス-活動調査」(基幹統計調査)、年次で本調査及び「サービス産業動向調査」(一般統計調査)並びに月次で「特定サービス産業動態統計調査」(一般統計調査)及び「サービス産業動向調査」(一般統計調査)が実施される等、整備が進められている。

一方、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)で指摘のあったサービス産業動向調査の基幹統計化や、情報通信業の分野においては、情報通信業に関する企業活動の統計を整備するといった検討が進められている状況にある。

これらの状況を踏まえ、本調査の今後の在り方について検討する必要がある。

(2) 前回答申時の今後の課題への対応状況について

本調査は、「諮問第15号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について」(平成21年5月11日付け府統委第36号)において、「前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、『デザイン業』や『機械設計業』等における外注業務の内容等、『映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業』における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。」との指摘があることから、(1)の検討と併せて、現在までの対応状況について確認する必要がある。

(3) 調査員調査から民間委託による郵送調査への移行について

本調査について、都道府県を經由した調査員調査を廃止し、民間委託による郵送調査(オンラインによる報告を併用)に移行することとしている。

当該見直しについては、実査を担当する都道府県における熟練職員数の減少等に伴う調査環境の劣化、調査員の確保が困難等といった要因はあるものの、結果精度や回収率の確保の観点から検討する必要がある。

特定サービス産業実態調査の概要

調査の目的

特定サービス産業実態調査は、特定のサービス産業に関する施策に資するため、当該産業の実態を明らかにすることを目的としている。

調査の概要

調査範囲

以下の日本標準産業分類に掲げる業種に属する事業所又は企業

- | | |
|-------------------------|------------|
| ①ソフトウェア業 | ⑮その他の物品賃貸業 |
| ②情報処理・提供サービス業 | ⑯デザイン業 |
| ③インターネット附随サービス業 | ⑰広告業 |
| ④映像情報制作・配給業 | ⑱機械設計業 |
| ⑤音声情報制作業 | ⑲計量証明業 |
| ⑥新聞業 | ⑳冠婚葬祭業 |
| ⑦出版業 | ㉑映画館 |
| ⑧映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 | ㉒興行場、興行団 |
| ⑨クレジットカード業、割賦金融業 | ㉓スポーツ施設提供業 |
| ⑩各種物品賃貸業 | ㉔公園、遊園地 |
| ⑪産業用機械器具賃貸業 | ㉕学習塾 |
| ⑫事務用機械器具賃貸業 | ㉖教養・技能教授業 |
| ⑬自動車賃貸業 | ㉗機械修理業 |
| ⑭スポーツ・娯楽用品賃貸業 | ㉘電気機械器具修理業 |

報告事項

- ①事業所名及び所在地、②企業名及び所在地、③本社の所在地、④経営組織及び資本金額又は出資金額、⑤本支社別、⑥事業の形態、⑦会社系統、⑧年間売上高、⑨年間契約高及び契約件数、⑩年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、⑪入場者数、⑫会員数、⑬受講生数、⑭加盟店数、⑮施設、⑯従業者数

期日

7月1日現在。年間売上高等年間実績を把握する事項については、調査期日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの1年間

調査組織

経済産業省



民間事業者



調査対象事業所又は企業

* 郵送調査により実施

結果の公表

経済産業省のホームページ及び定期刊行物により公表している。

特定サービス産業実態調査の利用状況

行政施策上の利用等

1. 産業振興対策等関連

- サービス分野における個別産業に関する不況対策、産業振興、地域振興など各種施策の企画立案等のための基礎データとして利用

2. 景気判断・産業活動分析関連

- 国民経済計算(SNA)の基礎データ(内閣府)
国民経済計算(SNA)を作成するため、特定のサービス部門推計の基礎データとして利用
- 産業連関表(IO表)の基礎データ
産業連関表(IO表)を作成するための基礎データとして利用
- 白書等の基礎データ
中小企業白書等の基礎データとして利用

企業、研究機関等での業況把握等における利用

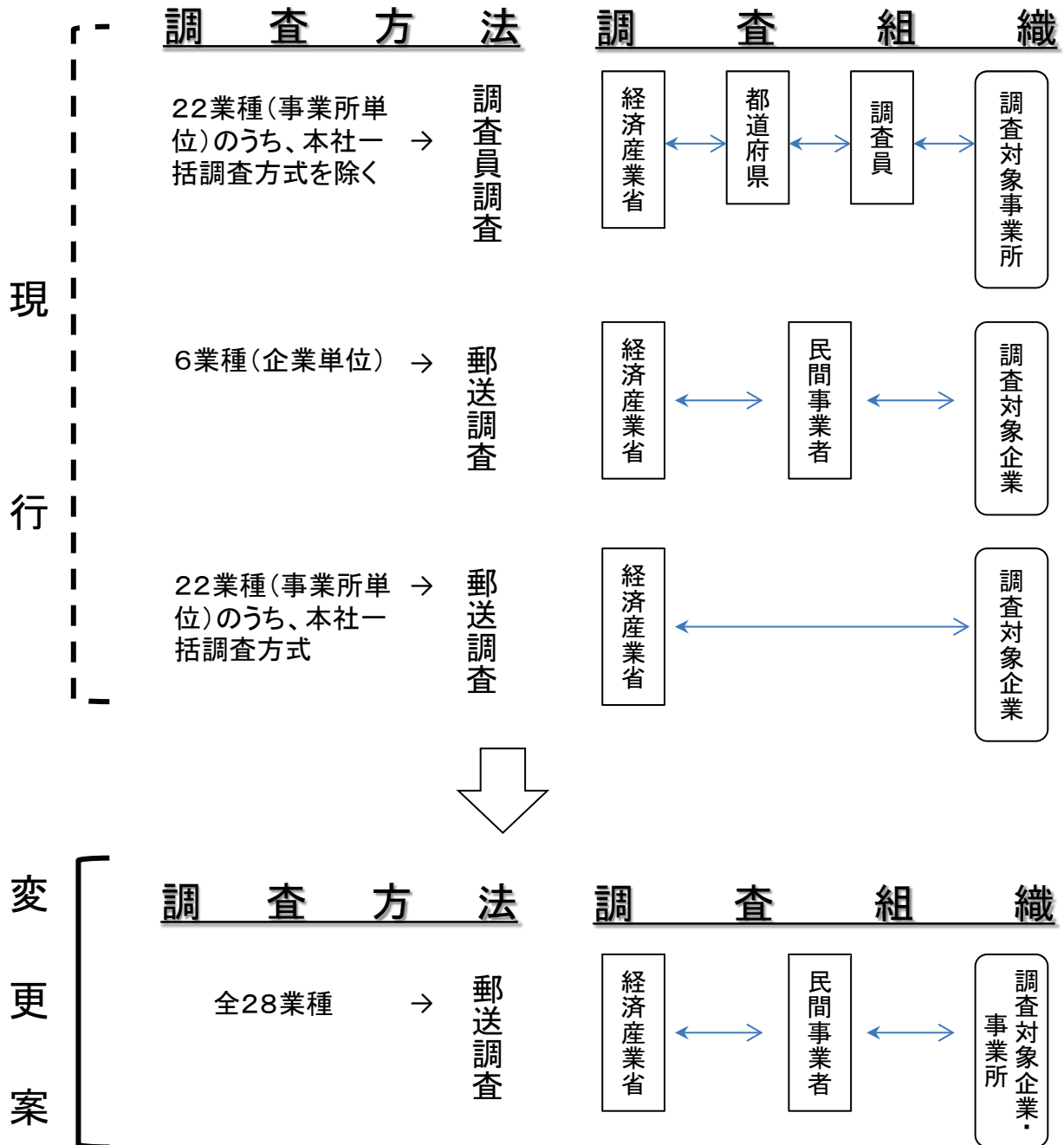
- 企業において、サービス市場の動向を知る上での基礎資料、販売計画作成などの経営判断等を行う際の基礎資料として利用
- 金融機関、大学、民間経済研究所等において、全国又は地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、需要予測などを行う際のデータとして利用

特定サービス産業実態調査の主な変更内容

調査方法及び調査組織の変更内容

○都道府県経由調査員調査を国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更

調査員の高齢化や都道府県の統計職員の縮減などにより、都道府県経由の調査員調査の実施が困難な状況にあることから、全28業種を国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更

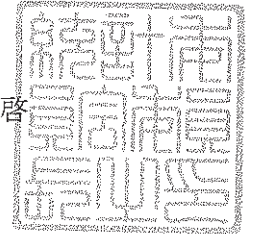




府 統 委 第 36 号
平成 21 年 5 月 11 日

総 務 大 臣
鳩 山 邦 夫 殿

統計委員会委員長
竹 内



諮問第15号の答申
特定サービス産業実態調査の改正について

本委員会は、経済産業省が実施を予定している特定サービス産業実態調査の計画について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否とその理由等

(1) 適否

計画を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

(2) 理由等

ア 調査対象業種

調査対象業種については、既存の21業種に加え、「冠婚葬祭業」、「映画館」等の対個人サービス業に係る7業種を新たに追加する計画である。

これについては、経済成長戦略大綱（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定）の指摘等を踏まえた措置であり、サービス業統計の整備にも資するものであることから、適当である。

イ 調査票及び調査事項

(ア) 追加業種の調査票及び調査事項

追加する7業種の調査事項については、業種ごとに異なる7種類の調査票により、業種の特性に応じた調査事項を設定する計画である。これについては、本調査の目的である業種の特性を明らかにするものとなっているため、おおむね適当である。

しかし、統計法（平成19年法律第53号）第10条第1号（本統計の作成目的に照らした必要性・十分性）の観点から、①学習塾については、今後インターネットを活用した指導方式の伸展が想定されることから、その有無を、また、②

フランチャイズの形態を採る事業所とそうでない事業所とでは、売上高、営業費用等が異なるため、当該形態の事業所が含まれる業種（10業種）について、その加盟の有無を、調査事項として追加することにより、業種特性の適切な把握を行うことが必要である。

(イ) 事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定

母集団規模が小さい7業種を除く21業種について、従業者4人以下の小規模事業所については、調査事項の簡素化を図る計画である。これは、前回調査に係る統計委員会の答申（「諮問第7号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について」（平成20年5月12日付け府統委第66号）。以下「前回答申」という。）における指摘を踏まえ、事業所規模により事業活動に差異があることを考慮するとともに調査客体の負担軽減を図る観点から、措置するものであり、適当である。

しかし、計画では、調査対象が調査実施時点で従業者数を記入し、5人以上であればすべての調査事項に回答し、4人以下であれば簡易な調査事項のみに回答することとしており、この方式ではいわゆる「簡易回答の選好」が発生する恐れが大きく、適正な調査結果を得られないことが想定される。このため、統計法第10条第2号（統計技術的な合理性・妥当性）の観点から、この「簡易回答の選好」を防止するため、調査に当たって、調査実施者が調査対象名簿を基に、調査票を配布する時点で規模を下回る調査対象について、回答しなくてもよい事項をプレプリントにより明示する方式に変更することが必要である。

なお、調査実施時点において調査対象の規模に変動があった場合には、事後に適切な方法で処理することが適当である。

ウ 調査方法

(ア) 標本調査方式の導入

本調査については、これまで全数調査で実施して来たが、今回から、母集団規模が小さい7業種を除く21業種について、標本調査方式を導入する計画である。

これについては、前回答申における指摘を踏まえ、結果精度を確保するとともに、地方公共団体等の実査対応能力を勘案した結果であり、適当である。

(イ) 調査員調査と郵送調査の併用等

a 事業所を対象とする22業種については、地方公共団体を経由する調査員調査方式で実施し、企業を対象とする6業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式で実施する計画である。

これについては、地方公共団体及び統計調査員の事務負担や調査結果の都道府県表章の有無を考慮したものであり、適当である。

b また、調査対象や統計調査員からの問い合わせに適切に対応するため、民間事業者を活用し、コールセンターを設置する計画である。

これについては、地方公共団体等の業務量の軽減や、調査の円滑な実施にするものであるため、適当である。

エ 集計事項

(ア) 集計事項の見直し

a 7業種の追加に伴い、調査事項に対応して集計する計画であるが、これについては、統計需要に対応したものとなっており、おおむね適当である。

しかし、上記「イ(ア)」において指摘した調査事項の追加に伴い、それに即した集計事項を追加することが必要である。

b また、標本調査方式の導入に伴い、事業従事者規模別（事業所単位）又は常用雇用者規模別（企業単位）を表側に持つ集計表を追加する計画であるが、これについては、層化基準に基づく集計を行うものであり、適当である。

他方、全国表及び都道府県表における資本金規模別集計や都道府県表における政令指定都市別集計など、精度が著しく低下することが想定される集計については、基幹統計としての結果表章を行わない計画である。

これについては、基幹統計の重要性を勘案し、正確性の確保に配慮した措置であり、やむを得ないと考える。

(イ) 欠測値の補正

本調査はこれまで回収結果を単純に集計する方法を採ってきたが、標本調査方式の導入に伴う母集団推計に合わせて、しつ皆層の無回答についても欠測値として補正することを計画している。

これについては、前回答申を踏まえた措置であり、集計結果の精度の向上が期待できることから、適当である。

ただし、補正の手法については、今後、データの蓄積等を踏まえ、更に適切なものとなるよう検討を行うことを期待する。

オ その他

a 本調査と直接的に重複する他の基幹統計調査は認められず、他の基幹統計調査との間の重複は、合理的と認められる範囲を超えていないものと認められる。

b なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、本調査についての直接的な指摘は認められない。

2 今後の課題

前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、「デザイン業」や「機械設計業」等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。

